

厚 生 委 員 会

平成29年12月8日(金)

厚生委員会

日 時 平成29年12月8日(金) 午前10時00分開会—午前11時17分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 出口委員長、松尾副委員長、和田、道工、奥野、竹原、中原

欠席委員 田島委員

傍聴議員 小川、辻下、坂原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松田副町長

笠間教育長

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長

古橋しあわせ創造部長

西総務部長

四至本財政改革部長

佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事

波戸元しあわせ創造部理事

池下福祉課長

松本保険年金課長

寺田子育て支援課長

辻里住民生活課長兼生活環境係長

相馬こぐま園長兼子育て支援センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

出口委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名です。欠席委員は、田島委員が欠席でございます。行政については、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードもしくは切っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

松本課長。

松本保険年金課長 それでは、平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、ご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、歳入につきまして、14国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして681万8,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金について291万4,000円の減額補正で、低所得者に係る保険料の政令軽減の相当額を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の平成29年度分の決定に伴い、計上いたしております。

なお、これにつきましては、歳出の国民健康保険特別会計繰出金基盤安定分に充当をいたします。

池下福祉課長 続きまして、障害者自立支援給付費負担金としまして、973万2,000円の増額補正でございます。給付費の増に伴うもので、歳出の障害福祉サービス費に931万7,000円、補装具費に41万5,000円充当いたします。補助率は、2分の1です。

次に、2国庫補助金、1民生費国庫補助金、地域生活支援事業費等補助金としまして226万5,000円の増額補正でございます。給付費の増に伴うもので、歳出の地域生活支援事業に充当いたします。補助率は2分の1です。

辻里住民生活課長 5総務費、国庫補助金、総務管理費補助金といたしまして236万6,000円を増額補正するものです。内容といたしましては、社会保障税番号制度システム改修費補助金で、歳出で計上しております社会保障税番号制度システム整備事業に充当いたします。補助率は、10分の10です。

システム改修の内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

松本保険年金課長 続きまして、15府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして432万3,000円の減額補正でございます。内容といたしましては、まず国民健康保険基盤安定負担金について918万8,000円の減額補正で、先ほどの国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い計上いたしております。

なお、これにつきましても、歳出の国民健康保険特別会計繰出金基盤安定分に充当をいたします。

池下福祉課長 続きまして、障害者自立支援給付費負担金としまして486万5,000円を増額補正でございます。給付費の増に伴うもので、歳出の障害福祉サービス費に465万8,000円、補装具費に20万7,000円充当いたします。補助率は、4分の1です。

委員会資料の2ページをご参照ください。

次に、2府補助金、2民生費府補助金、地域生活支援事業費等補助金としまして113万2,000円を増額補正でございます。給付費の増に伴うもので、歳出の地域生活支援事業に充当いたします。補助率は、4分の1です。

続きまして、重度障害者訪問看護利用料助成事業補助金といたしまして25万円の増額補正でございます。こちらも給付費の増に伴うもので、歳出の障害者福祉費に充当いたします。補助率は、2分の1です。

寺田子育て支援課長 続きまして、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金といたしまして101万7,000円を増額補正です。補助率は府制度分の2分の1で、ひとり親医療助成費に充当いたします。補正理由につきましては、本年度当初の見込みよりもひとり親家庭に係る医療費が増加したことによるものです。

詳細につきましては、歳出の項目でご説明いたします。

続きまして、児童福祉費補助金、乳幼児医療費助成事業費補助金といたしまして52万4,000円を増額補正です。これは、補助率は2分の1で、乳幼児医療助成費に充当いたします。補正理由につきましては、本年度当初の見込みよりも医療費が増加したことによるものです。

詳細につきましては、歳出の項目でご説明いたします。

辻里住民生活課長 18繰入金、2特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして460万円を増額補正するものです。内容といたしましては、多奈川小田平墓地法面改修工事にあたり、多

奈川財産区から繰り入れを受けるもので、墓地法面改修費に充当するものです。

松本保険年金課長 続きまして、20諸収入、3雑入、雑入といたしまして、後期高齢者医療広域連負担金医療費定率分に係る返還金507万8,000円を計上いたしております。これは、平成28年度の後期高齢者医療の医療費が確定したことによる清算で、過払い分の返還を受けるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、1,972万7,000円の増額補正でございます。

辻里住民生活課長 続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の3ページをごらんください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業といたしまして、住民情報システム改修委託料236万6,000円を増額補正するものです。システムの改修につきましては、住民票やマイナンバーカードに記載する氏名について、本人の希望により、婚姻等により氏を変更した場合の変更前の氏、または出生時の氏のいずれか一つの記載が平成30年度から可能となりました。これに伴い、住民基本台帳システムを改修するための経費を計上しております。

なお、当該住民情報システム改修委託料につきましては、歳入で計上しております社会保障・税番号制度システム改修費補助金を充当するものです。

池下福祉課長 続きまして、3民生費、1社会福祉費、障害福祉費として50万1,000円の増額補正です。内容は、大阪府の補助事業を活用し、実施している重度障害者訪問看護利用料で、利用者増による増額です。

歳入の府補助金、重度障害者訪問看護利用料助成事業補助金を充当いたします。

次に、地域生活支援事業として453万円の増額補正です。利用者数の増加、または利用数の増加に伴うもので、内訳としまして、障害児日常生活用具給付費42万6,000円、身体障害者日常生活用具給付費77万9,000円、難病患者移動支援事業給付費35万8,000円、身体障害者移動支援事業給付費22万円、知的障害者移動支援事業給付費221万1,000円、知的障害者日中一時支援事業給付費10万7,000円、精神障害者移動支援事業給付費42万9,000円、いずれも増額補正でございます。

歳入の地域生活支援事業等補助金、国226万5,000円、府113万2,000円を充当いたします。

次に、障害福祉サービス費1,863万4,000円の増額補正です。利用者数の増加、または利用数の増加に伴うもので、内訳といたしまして、障害者施設入所支援給付費95万2,000円、障害者就労継続支援A型給付費130万円、障害者宿泊型自立訓練給付費174万2,000円、障害者同行援護給付費173万9,000円、障害者療養給付費3万2,000円、障害者(児)居宅介護給付費963万1,000円、障害者(児)短期入所給付費2万7,000円、障害者

生活介護給付費321万1,000円、いずれも増額補正でございます。

歳入の障害者自立支援給付費負担金、国931万7,000円、府465万8,000円を充当いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

次に、補装具費83万1,000円の増額補正です。電動車いすや義足など高額な補装具の支給があったために予算額が不足する見込みであるための増額補正です。

障害者自立支援給付費負担金、国41万5,000円、府20万7,000円を充当します。

松本保険年金課長 次に、国民健康保険特別会計繰出金基盤安定分といたしまして1,613万5,000円の減額補正でございます。内容といたしましては、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い計上をいたしております。

続きまして、国民健康保険特別会計繰出金、職員給与費等といたしまして31万4,000円の減額補正でございます。これは、職員の人事異動や職員給与費の減額措置に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する人件費を調整するものでございます。

池下福祉課長 2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金としまして356万5,000円の増額補正でございます。内容につきましては、職員の人事異動や職員給与費等の減額措置に伴う人件費等の調整及び平成30年度介護保険法改正に対応するための事務処理システム改修にかかる経費に係るものでございます。内訳といたしまして、介護保険特別会計繰出金、職員給与費等211万6,000円の減額、事務費571万6,000円の増額、地域支援包括任意事業2万円の減額、地域支援介護予防総合事業費1万5,000円の減額です。

寺田子育て支援課長 続きまして、6ひとり親医療助成費、ひとり親医療費といたしまして231万円の増額補正でございます。補正の理由といたしまして、ひとり親家庭に係る医療費が増える理由といたしまして、医療件数の増加によるものです。特に、通院では、前年同時期の実績と比べまして、府外での診療に大幅な伸びがあること、また入院件数におきましても増加傾向にあることから、今後必要と見込まれる医療費を見直したことによるものです。

本事業につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金を充当いたします。

続きまして、2児童福祉費、6乳幼児医療助成費といたしまして601万5,000円の増額補正でございます。内訳は、乳幼児通院医療費といたしまして386万7,000円、乳幼児入院医療費といたしまして214万8,000円でございます。補正の理由といたしまして、今年の医療費が昨年度同時期と比べまして、全体的に増額していることによるものです。その内容といたしましては、当初予算要求時におきましても一般的に流行が予想される感染症等を含めた試算を行っていましたが、特に今年はRSウイルスや手足口病が大流行したことにより、医療機関への受診が増加したことなどによるものです。そこで、RSウイルスにつきましては今後も流行のおそれがある

ること、またインフルエンザやノロウイルス、ロタウイルス等も流行するおそれがあることから、医療費を見直したことによるものです。

本事業につきましては、児童福祉費補助金を充当いたします。

辻里住民生活課長 続きまして、委員会資料5ページをごらんください。

4 衛生費、1 保健衛生費、墓地法面改修費といたしまして460万円を増額補正するものです。施工場所につきましては、多奈川小田平地区内の町道小田平中央線に面した朝日地区寄りの法面で、法面全体が道路側にずれており、擁壁の亀裂や敷地内の陥没、また法面下の水路壁も傾き狭くなっており、法面の崩落を回避するため施工するものです。施工延長は約20メートル、ブロック積みにより施工するものです。

なお、当該工事費につきましては、歳入で計上しております多奈川財産区特別会計繰入金で充当するものです。

次に、2 清掃費、施設維持補修費といたしまして72万3,000円を増額補正するものです。この後、説明させていただきます債務負担行為補正におきまして、ごみ処理施設の設備更新を予定しております更新費用の見積内容についての見積審査委託料として72万3,000円を計上しております。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計2,762万6,000円を増額補正するものです。

続きまして、平成30年度においてごみ処理施設整備事業といたしまして、設備更新を行うため、限度額8,030万円の債務負担行為を追加補正するものです。内容といたしましては、ごみ処理施設の設費のうち、排ガスを空気と接触させ冷却する方式の排ガス冷却熱交換器と呼ばれる機器があります。その中に、金属製のエレメントブロックという部分があり、これが経年劣化により破孔、亀裂が生じており、定期点検時にできる限りの補修を行ってききましたが、損傷状況がひどく完全な補修ができないため、全て更新を行い、焼却運転に支障を来さないよう措置するものです。このエレメントブロックは、製作期間に6カ月を要することから、平成30年度の早期に更新工事を行うため、債務負担行為を設定するものです。

説明は、以上です。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

和田委員。

和田委員 3ページの障害者福祉費の下で、地域生活支援事業、これについては利用者が増加になったということで予算が出ているんですけど、この点について、利用者の増加と給付費、その増加となっているんですけど、一応この金額で来年3月まであるんですけど、これで大体余裕を持って立てて

るんかどうか、それだけちょっと聞きたいんです。

池下福祉課長 地域生活支援事業につきましての増についての要因についてご説明いたします。

利用者につきましては、介護力の低下及び障害者施設の整備が充実したことによって利用増となっております、予算につきましては過去の伸び率をもって積算しております。十分余裕ある数字ではございませんが、必要と見込まれる数字を見込んでおります。

出口委員長 よろしいですか。

和田委員。

和田委員 次に、5ページの今、ごみ処理の見積もり、委員のあれですけど、これは一応今度何するということですが、何名になっているのかな、この委員というのは、72万3,000円の見積もり者と言うんですか、1名ですか。

辻里住民生活課長 この委託料につきましては、専門知識を有している者がおらず、本庁職員では審査できないため、委託としまして見積もり審査を行っております。

出口委員長 和田委員。

和田委員 どっかに委託さすということですか。

出口委員長 よろしいですか。

和田委員 この4ページの国民健康保険の基盤安定ってあるんですけど、これ減額になっているのであれですけど、この基盤安定に携わるといいますか、この方は一応健康保険のかけている方が低所得者というんですが、何名ぐらいのこれは一応見ているんですか。

松本保険年金課長 今回、基盤安定分といたしまして減額になっているんですが、当初見込みよりも軽減世帯数が増加しております。経年で見ますと、昨年度、平成28年度は軽減対象世帯が1,879世帯だったのが、今年度、29年度の決定時点では1,833世帯ということで、世帯自体も減少をしております。加入している被保険者につきましても、昨年度軽減対象者が2,946名だったのが、今年度は2,806名というような形になっております。

出口委員長 和田委員、よろしいですか。

和田委員。

和田委員 結局減ったということですね、軽減してもらった人が減ったということで軽減となったということですね。はい、結構です。

出口委員長 いいですか。ほかの委員さん、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページの住民情報システム改修委託料についてお尋ねをいたします。

先ほど、住民票やマイナンバーカードに記載する氏名についての記載方法が変わるといって、ちょっとさっきの説明ではわかりにくかった部分があるので、選択できるようになるというような

ことなんですね。もう少し、そのあたりの具体的な内容をお聞きしたいと思います。

それから、委員会資料4ページのひとり親医療の助成費について、参考までに実態をお聞きしておきたいと思いますが、府外の診療と入院が増えているというご報告がありました。府外というのは、具体的にどこの施設を指しておられるのか。それから、入院が増えているということでありましたけれども、何らかの傾向といますか、特徴があればお聞きしたいと思います。

それから、もう一点であります。委員会資料5ページで、ごみ処理施設の整備事業、債務負担行為について先ほどご説明をいただきました。定期点検等を通じて目配りしながら最低限の更新をとという努力をされているんだろうなと感じたんですが、現状でさらに劣化が進んでいる部位だとか、将来部分的に交換の必要が発生するとか、そういう先々の見通しについてはどんな状況にあるのかということをお聞きしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

出口委員長 3点について、どなたから。

辻里課長。

辻里住民生活課長 まず、1点目のシステム改修ですが、住民票が変わると言うことですが、平成30年度以降、本人の希望により住民票やマイナンバーカードに記載する氏名について、婚姻等により氏を変更した場合、変更前の氏、あるいは出生時の氏のいずれか一つの記載が可能となります。

3点目のごみ処理施設の整備ですけれども、今まではできる限り行ってきたのですが、今回、定期点検時にも行っておりました。今までとの違いとしましては、溶接部の割れではなく、プレート側面に破孔が発生しています。原因として考えられるのは、プレート側面の綱板が腐食により薄くなってきているため破孔したと考えられます。それで、熱交換器という機器があるのですが、それを全部更新を行う予定です。

出口委員長 2点目は、どなたが。

寺田課長。

寺田子育て支援課長 ひとり親家庭医療費についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、府外の診療が増えている件につきまして、どこで増えているかというお尋ねなのですが、内容的には和歌山市内の病院の利用者が多く、こちらの方では統計を取っております。ちなみに件数といたしましては、昨年3月から8月までの6カ月間統計を取っておるんですけども、平成28年実績といたしましては127件、平成29年の同時期3月から8月までは273件と、146件、数字にして115%の増となっております。

そして、2点目、こちら入院の件数の増加についてですが、同様に、昨年3月から8月の同時期で比較いたしましたところ、平成28年中では親が3件、子どもが4件、合計7件となっております。平成29年同時期では、親が10件、子どもが7件、合計17件、こちらの方も10件増加しております。いずれかといいますと、親の方の入院件数が増えている傾向がございます。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

波戸元しあわせ創造部理事 委員長、ちょっと補足をさせていただきます。

マイナンバーカードとか住民票の旧姓の記載ですけれども、選択というように先ほど中原委員おっしゃったんですけれども、選択ではなくて、氏名は変更後の氏名ですが、その氏名の後ろに旧姓を表記することができる、あくまでも希望者に限ってということですので、氏名を変更前の氏名に記載するというのではなくて、氏名は変わりませんので、その後ろに旧姓が表記できると、そのためのシステムの改修ということでご理解いただきたいと思います。

それと、ごみ処理施設の今後の見通しということでございますけれども、今般、排ガス冷却熱交換器の全面更新ということで来年度に工事を予定しているんですけれども、これも定期検査のときからずっと補修を重ねてきましたけれども、引き続いてこれ以上補修が非常に難しく、他の機器への影響もございます。通常の修繕ではなかなかたないだろうということで、全面交換をするということで債務負担行為を計上させていただいたものです。そのほかにも焼却炉内につきましては、27年に全面打ちかえを行いました。その焼却の排ガスの温度を下げる機器であるとか、あるいはその排ガスのガス冷却器というところにも耐熱の壁がありますけれども、その壁も毎年の定期点検で補修を行っております。これも業者のほうからは、全面打ちかえをしないと崩れるおそれもあるということも聞いておりますけれども、なかなかこれも多額の費用がかかってまいりますので、できるだけ補修をしながら行っているという状況でございます。

今のところ、一番大きくは、そのガスの冷却、あるいは連絡ダクトという排ガスの流れのところの箇所が今一番大きく懸念される場所かなと思います。

その他につきましては、定検において補修できる場所は補修をして、焼却に影響のないように努めているところでございますので、今後も他の機器につきましても、年次的に計画を立てながら焼却を維持していきたいと、こういうように考えております。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

ほかの委員さん、質問はございませんか。

和田委員。

和田委員 4ページの介護保険のところ、介護保険特別会計繰出金、事務費となってるんやけど、これはもうちょっと詳しい説明をせんと。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 事務費につきましては、介護保険法の改正に伴うシステム改修に係る繰出金でございます。

介護保険制度が平成30年度に変わりますので、その準備のためシステム改修を行います。その経費でございます。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第66号は、本委員会において可決されました。

議案第67号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

松本課長。

松本保険年金課長 平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明をいたします。

資料の6ページをごらんください。

まず、歳入につきましてご説明をいたします。

10繰入金、1他会計繰入金、保険基盤安定繰入金、軽減分といたしまして1,030万8,000円を減額、保険基盤安定繰入金、支援分といたしまして582万7,000円を減額、続いて、職員給与費等繰入金としまして31万4,000円を減額するものです。内容といたしましては、国民健康保険基盤安定事業費の決定及び職員給与費等の減額措置等国民健康保険特別会計で支弁する人件費の調整に伴い計上いたしております。

続きまして、11繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして1,613万5,000円の増額補正です。内容といたしましては、本補正予算のうち、国民健康保険基盤安定事業費分の調整財源として計上いたしております。

以上、当委員会付託分といたしまして、31万4,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

1総務費、1総務管理費、一般管理費、人件費として31万4,000円の減額補正でございます。内容といたしましては、職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整で、給料が18万4,

000円、職員手当等8万3,000円、共済費4万7,000円がそれぞれ減額となっております。

続きまして、2保険給付費、1療養諸費、一般被保険者療養給付費として、国民健康保険基盤安定事業費が決定したことにより1,613万5,000円を特定財源から一般財源に変更する財源更正を行います。

以上、当委員会付託分といたしまして、31万4,000円の減額補正でございます。

説明は、以上です。

出口委員長 ありがとうございます。ただいまの松本課長の説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第67号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第67号は、本委員会において可決をされました。

続いて、議案第69号「平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下課長。

池下福祉課長 委員会資料の7ページをご参照ください。

平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動や職員給与費の減額措置に伴う人件費の調整及び平成30年度の介護保険法改正に対応するための事務処理システム改造に係る経費について計上するものです。

歳入につきましてご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料4万7,000円の減額、現年度分普通徴収保険料4,000円の減額補正です。地域支援事業費の人件費の調整によるものです。

次に、4国庫支出金、2国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）3万1,000円の減額、同交付金（包括的支援事業・任意事業）3万9,000円の減額補正です。いずれも地域支援事業費の人件費の調整によるものです。

続きまして、介護保険事業費補助金、介護システム改造事業補助金として98万円の増額補正です。こちらは、平成30年度の介護報酬の改定等に伴う介護保険システムの改造が必要になったことに要する費用の一部を国から交付を受けるものです。

次に、5支払基金交付金、地域支援事業支援交付金3万5,000円の減額補正です。地域支援事業費の人件費の調整によるものです。

次に、6府支出金、2府補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1万5,000円の減額。

委員会資料の8ページをお開きください。

同交付金（包括的支援事業・任意事業）2万円の減額補正です。いずれも地域支援事業費の人件費の調整によるものです。

次に、10繰入金、1一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1万5,000円の減額、同繰入金（包括的支援事業・任意事業）2万円の減額補正です。いずれも、地域支援事業の人件費の調整によるものです。

次に、その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金211万6,000円の減額補正です。職員の人事異動及び職員給与費の減額措置によるものです。

続きまして、事務費繰入金571万6,000円の増額補正です。介護保険システム改造経費に係るものです。

以上、当委員会付託分としまして、歳入予算は435万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の9ページをご参照ください。

1 総務費、1 総務管理費、一般管理費人件費につきましては、職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整のため211万6,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、給料135万8,000円の減額、職員手当等32万7,000円の減額、共済費43万1,000円の減額でございます。

次に、介護保険OA経費として669万6,000円の増額補正でございます。平成30年度の介護保険法の改正に対応するための事務処理システム改造委託料でございます。

続きまして、4地域支援事業費、2一般介護予防事業費、介護予防普及啓発事業人件費といった

しましては、職員給与費等の減額措置等に伴う人件費の調整等のため12万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、給料7万円の減額、職員手当等3万2,000円の減額、共済費2万2,000円の減額補正です。

次に、3包括的支援事業・任意事業費、地域ケア会議人件費につきましても、職員給与費等の減額措置等に伴う人件費の調整等のため10万2,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、給料5万6,000円の減額、職員手当等2万5,000円の減額、共済費2万1,000円の減額補正です。

以上、当委員会付託分としまして、歳出予算は435万4,000円の増額補正でございます。説明は、以上です。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの池下課長の説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 中原委員。

中原委員 ただいまの説明の中で、平成30年度からの法改定に対応する事務処理システムの改定に係る経費のことが述べられましたが、介護報酬の改定ということをおっしゃいましたけれども、具体的な中身についてお聞きしたいと思います。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 介護報酬が上がる下がるという論議は今されている最中でございますので、ここでは申し上げられないんですが、具体的な内容としましては、新しいサービスが創設されるということ、共生型サービスといいまして、障害福祉サービスの指定を受けている事業所が介護保険事業でもサービスが提供できるという共生型サービスが新設される。あと、介護医療院という新しい施設の項目ができるというところ、あと介護従事者の加算とかという新たな加算が新たに設けられる情報が入っておりますので、インターフェースを整えるための改修ということでございます。ほかには、調整交付金の算定の見直しであるとか、介護認定の有効期間が現在最高2年まででございますが、3年になるという情報もございますので、それもあわせて対応するための改修でございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 まだ、何というか、具体的にならない部分が多いとは思いますが、今まだ話し合われている途中ということですので、わからない部分もおありかとは思いますが、この影響がどのようにそれぞれの分野で及んでくるのかということが気がかりなところでありまして、具体的には利用者、またその家族にとってのどういった影響につながる見通しがあるのかということと。それから、事業所にとってはどのような変化が及ぶのかということ、そういったところで具体的な見通しがわかる部分があれば教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 介護報酬が改定される中身につきましては、現在検討されている最中で、上がる、あるいは下がる、どちらの情報もございますのではっきり言えませんので、ただ、サービスが増えるということで障害福祉サービスであっても介護の利用者が利用できる、反対に介護のサービスでも障がい者が利用できるということは利用者のメリットになるのかなと思います。事業所におきましても、相互利用できるということで、人員基準等の差はあるんですが、事業所もいろんな方を受け入れるということかと思えます

ただ、報酬につきましては、上がる、下がるということで事業所にとっても利用者にとっても影響が出てくるかと思いますが、現在のところまだ私どもには情報入っておりませんので、そのことについてはまだ発言できない状況でございます。

出口委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 ちょっと今、見通しが見つからない部分がおありかと思えますけれども、今、述べられた中で、確かに受けられる事業所が増えるといいますか、充実されると思われる部分はあるんですけれども、ただ介護の分野と障害の分野というのは、症状のあらわれ方が大きく違いがあるんですよ。ですので、一概に介護福祉サービスを担っていたところが障がい者の方も受け入れられますよというようになるというだけでは済まないというか、適切なサービスを行うには、障がい者の分野についてもしっかりと研究だとかいろんな対応ができる状態を事業所としてはつくる必要があったりとか、単純に受け入れるようになりしたよ、利用できる事業所増えることになるんですよということでは済まないという実態がまた新たに出てくると思うんですね。

ですので、これはまだいろいろ見通しが見つからない部分ではありますが、障がい者のいろんな団体ですとかそういったところからは不安の声も聞かれているところなんですよ。ですので、単純に制度が変わったので拡充されます、よかったですよねということでは済まないということは、町においても認識を持っていただく必要があるだろうと思いますし、事業所に対しても丁寧な説明であるとか必要な対応ということもまた出てくるのかなと思いますので、今後の動向を見据えながら必要な対応についてよく検討をしていただきたいと思います。

それから、この分野について、質問の段階なのにいろいろ思っていることを言っちゃっているんですけど、ごめんなさい。丁寧な対応をぜひお願いしたいなとこの場では意見を申し上げておきたいと思います。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑はございませんか。中原委員、よろしいか。

中原委員 はい。

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第69号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第69号は、本委員会において可決をされました。

議案第72号「岬町手話言語条例を制定する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑を受けたいと思いますが、委員の皆さん、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 このような条例を提案していただいて、とてもいいことだなという立場でございます。そんな中で、岬町で手話をされている会とか、たしか、よく役場で活動されているのかなと思っているんですけど、もっと活動を活発にしていっていただけたらと思う立場なんです。そういう町から何か支援なり、町が把握しているのかどうかはわからないんですけど、例えば、住民さんのほうから手話をもっと習いたいんだということがあったらどのように対応したらいいのかなと思う観点から、役割つかんでいるところの手話の会のちょっと情報を入れてもらいたいと思うんですけど。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 まず、当事者団体につきましては、身体障害者福祉会の中に聴覚言語部会というのがございまして、その中で活動のほうはされております。岬町としましては、現在入門基礎コースということで手話講習、夕方なんですが行っております。あと、奉仕員養成講座も現在参加者を募集しております。今年度につきましては7名の方、入門基礎コース受講されております。手話、過去には活発な時期もあったのですが、年々参加される方が少ない状態ですので、もう少し参加される方、時間帯も含めて手話講習、ちょっと見直していきたいなとは考えております。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 お聞きしまして、7名の方がおられるといった中、せっかく条例を整備したということで、また町民の方でも関心のある方が生まれてくるように取り組んでいただきたいな、このように、要望で

す。

出口委員長 要望でよろしくをお願いします。

ほかの委員さん。

奥野委員。

奥野委員 文書中の表記について、お聞きしたいところがあります。

第2条と第7条の2項の中に、「障がい者」という字句があるんですが、ここだけ障害の「害」が平仮名になっている理由としては、これどういうことで平仮名になっているのか、お教えいただきたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 障害の人を指す場合ですけれども、害虫の「害」というイメージがすごく悪いということで、岬町では障害者福祉計画、基本計画をつくる際に当たりまして、人をあらわす場合は、障害の「がい」は平仮名表記、あと条例とかそういった法律用語、あるいは制度の用語自体は従来の「漢字」という取り組みを行っております。そのために、条例中では、人をあらわしているところは「がい」、平仮名の表記をさせていただいております。

出口委員長 奥野委員。

奥野委員 そういう単純なことでのということですね。はい、わかりました。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑は。

中原委員。

中原委員 この手話言語条例の「目的」のところ、町が推進する施策を定めるということであるとか、基本理念にのっとりて手話を使いやすい環境にするための施策を推進するということが町の役割や責務として掲げられておりますが、現在は、先ほど竹原委員のお聞きになったような手話ができる方を増やすための取り組みを進めておられるところだと思いますけれども、それ以上に、さらにこの条例を制定されるということをお考えですから、手話ができる環境を押し広げていく、またそういう人を増やしていくということをお考えなのかなというふうに思うんです。具体的に何らかの計画などがあつたらお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど、竹原委員の質問に対して、手話講習のことがご報告されたところでありますが、この手話の分野においては自主的な活動を進めておられる団体もありますけれども、そういった団体に対してもさらに支援を強めるということも必要ではないかと思いますが、そういったことについても、何らかのお考えがあればお聞きをしたいと思います。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 1点目の具体的な計画でございますが、第7条のところ、施策の基本方針はこの条例制定後、当事者団体、あるいは障がい者の推進会議等で検討していこうと思っております。具体的に申

上げますと、啓発普及、あるいは手話通訳士の庁内への配置等の検討等、手話を母語とされている方が不自由のない環境を目指していきたいと考えております。

あと、手話の自主的な団体の支援につきましては、現在、聴覚言語部会に補助金を出しているのですが、当事者の要望を聞きながらまた機会があれば考えていきたいと思っております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 自主活動を進めておられる団体で、活動を定期的に行っておられるわけなんですけれども、活動拠点の問題で事務所みたいなものがないわけなんですよね、自主活動ですので。毎週のように活動しておられるところにとっては、その都度その都度手話をお互いに磨いていくための学習の機会というのをきちっと持っておられるわけなんですけれども、定期に開催するものですから、1週間に1回という比較的頻繁なほうだと私は思うんですよね。そういったところで、毎回毎回会場を公的な施設を借りに行くというようなことを努力されているわけなんですけれども、例えばそういったところにもっと利用しやすいような柔軟な対応といいますか、先々まで見通して会場を押さえるとか、例えばですよ。

では一番、そういった団体が求めておられるのは、固定した活動拠点、事務所のような場所があるといいなということが一番ご要望なんですけれども、やはり手話を広げていく、日常的に手話ができる方を増やしてくこととか、あとはそういう自主活動の中には聾啞者も当然入っていますから、そういった方々が日常的に使いやすい環境ということを保障していくために、自主活動についてもできる援助は広げていくべきと考えますけれども、そういったことについて何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 自主活動の拠点につきましては、要望がございましたら住民活動センター等ございますので、定期的にご利用いただけたらなと思っております。

事務所につきましては、ほかの団体等も事務所設置できていない状況もありますので、これは今後検討、ほかの団体も含めて検討していかないといけない部分だと考えております。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第72号「岬町手話言語条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第72号は、本委員会において可決をされました。

議案第74号「岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑を行います。質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 主任介護支援専門員の更新制度について、変更が生じることへの対応ということだと思いますけれども、いわゆる主任ケアマネと呼ばれる方がこの対象になるのかなというように思います。対象になる方の人数、それから今後5年を経過した者にあつてはということになりますので、5年を経過するごとにということで、いつぐらいの時期に講習を修了していただく必要が生じるかとか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 主任介護支援専門員の定義について、まず説明させていただきます。介護支援専門員として5年以上経験があり、主任介護支援専門員研修70時間の研修なんですが、それを研修した方が主任介護支援専門員といえます。地域包括支援センターには、主任介護支援専門員を1名必ず配置しないとイケない。あと、ケアプランセンターでは、主任介護支援専門員配置すると加算がつくということがございます。人数につきましては、地域包括支援センターには1名いるんですが、町内には何人いるかというのは把握しておりません。といいますが、5年以上経験しているケアマネジャーのほとんどが主任介護支援専門員の研修の受講希望がございまして、年度ごとに増えていっている状態でございますので、把握はしておりません。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

池下福祉課長 あと、更新の期限ですけれども、経過措置に定めてある部分もあるんですが、平成18年から平成23年度に主任介護支援専門員の研修を受講した人の更新期限は、平成31年3月31日まで。平成24年度から26年度までに修了された方は、平成32年3月31日までという経過措置が設けられておりまして、それ以降の方につきましては、修了から5年以内に更新研修を受けていただくというようになっております。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第74号「岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第74号は、本委員会において可決をされました。

議案第75号「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けていますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 これは、9月の議会で改定されたものをさらに一部改定が必要になったということでもありますけれども、理由等について簡単には本会議場でご提案いただいたときにお聞きをしましたけれど、9月に改定したものをさらにこの12月でというのが、なぜそういうことが発生したのかというのが、一つお聞きしたい点です。

それから、「精神病棟入院基本料が算定される入院」という表現を「精神病床への入院」という表現に改めるということで、非常に専門的な分野で私も私なりに調べてはみたんですけども、非常にわかりづらいんです。それで、この二つの表現の仕方の違い、どこに違いがあるのか、どういった方については、片方には対象になるけれど、もう片方に対象にならないんだとか、そういう事柄についてお聞きしたいと思います。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 こちらの制度でございますが、大阪府の要綱に基づきまして、大阪府が準則をつくりまして、それで私ども岬町で条例制定したんですが、このたびの9月議会、日にちが早うございまして、議

案を提出した後に準則の変更があったということで、今回修正ということでさせていただいております。

あと、精神病棟と言いましても、こちらで書いている精神病棟入院基本料だけではなくて、いろんな算定科目で入院のほうされております。例えば、同じ精神病棟でありながらも、精神病棟入院基本料が算定されていない場合は対象になるとかならないとかで不公平がございますので、こちらの「精神病床への入院」という言葉があらわれています。

具体的に申し上げますと、精神病棟入院基本料のほかに、精神療養病棟入院料、あるいは精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急合併症入院料、特定機能病院入院基本料（精神科）など、いろんな科目がございますので、それを統括的にあらわせるためにこういった表現にさせていただいております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 そうなりますと、1点目の準則、府の要綱、それから準則に基づいて市町村については対応をしているということで、岬町は今年については9月の議会が日程が早かったもので間に合わなかったという説明でした。

そしたら、ほかのところについては、こういった、またさらに一部改定というのは必要ではないということになっているんですかね。ただ単に、時期の問題でそうなっているのか、ほかのところの対応はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一点のおっしゃっていることはよくわかりました。私も同じようなものを見まして、精神疾患にかかわる入院についてもいろんなケースとか、あと算定の方法についてはどういう点数が加算されるのかというのが、非常にいろんな分野に細かく分かれているんだなということを今回知ったわけなんです。

このたび、精神病床というように掲げることによって、精神疾患の方を全て網羅すると、そういった方々はこの制度の対象外にということ、きちっと漏れることなく網羅するという規定にされるということだと思うんですけど、そういうことで理解はよろしいでしょうか。お願いします。

出口委員長 どなたですか。池下課長。

池下福祉課長 他の市町村の制定状況については、詳しくは確認しておりませんが、近隣では間に合っているということで、本町がこういった12月議会で上程させていただいております。ご了承ください。

2点目なんですが、これいろいろ各市町村、府を交えて討論した中で、同じ精神の疾患で入院するのに不公平はあってはいけないということで、広い意味でこういった言葉を使ったということで、漏れなくと言ったら言葉は悪いんですけども、精神でご入院なされる方につきましては、こちらに含めるということの判断と聞き及んでおります。

出口委員長 中原委員。

中原委員 ということと言えますと、今の2点目ですが、対象になる方の不利益にならないような措置という
ことで理解をしたらいいんですか。何だか、ちょっと違うの。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 すみません。利益、不利益とは少し言いにくいところがありまして、精神病床とすることによりまして、精神の方全ての方が対象外になるということでございますので、不公平がないように
条例を制定したということでございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 ごめんなさいね。利益、不利益というのは、行政的には答えにくいということかなと思うんです
けれど、そういうことと理解していいんですか。私は、利用者の立場で物を考えるものですから、
そういう聞き方になるんですけど、もうちょっとお答えいただけることがあったらお願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 説明不足で申しわけございません。こちらの規定は、対象外となることを定めていることで
すので、そちらを書くことによって対象外になる方を包括的に含めるということでございます。

「精神病棟入院基本料と算定」されるよりも「精神病床への入院」とされるほうが制限がきつくな
るということでございます。

出口委員長 もう少し、理解できるように。

古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 今、利益、不利益というお話でございしますが、今定めておりますのは精神病棟の入
院基本料と、今の現行条例ではそのようになっています。この方々は何かといいますと、助成の対
象から外れる方を指します。この精神病棟入院基本料が算定されている方については、新しい制度
では助成の対象から除外しますよと、こういう規定になってございます。

その面から言いますと、その入院基本料だけではなくて、ほかの精神病棟に入院されている方
を網羅するという観点から言いますと、対象外になられる方が増えるというか、範囲が広くなる
ということになります。ただ、それを住民さん側からの中原委員のおっしゃられるように、利益、不
利益かと、このように問われますと、不利益ということにならざるを得ない。この条例から見ます
とこのような考え方になります。

ただ、この制度につきましては、9月議会で申し上げましたけども、来年の3月31日までに
既に助成の対象者のある方につきましては、3年間の経過措置を設けているというところでござい
ます。

すみません、ちょっとつけ加えさせていただきますと、そういう面が一つあります。それと、
精神病棟入院基本料が算定されている方から見ますと、ほかの精神病床の方が対象になるという
ところからすると不利益が生じると、こういう両面性を持っていますので、なかなか答えづらいとい

うところでございます。

出口委員長 はい。中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

出口委員長 では、ほかの方、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第75号は、本委員会において可決をされました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件6件については、全て議了をいたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時17分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年12月8日

岬町議会

委 員 長 出 口 実